

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成25年4月30日付.保医発0430第3号.平成25年5月1日適用)により、新たに保険収載された検査項目についてご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
HPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	360点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

- ア HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、HPV核酸検出の所定点数に準じて算定する。
- イ 当該検査は、HPV核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。
- ウ 当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。
- エ 当該検査をHPV核酸検出と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

### ◎算定条件が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
HPV核酸検出	360点	区分番号「D 023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

HPV核酸検出は、予め行われた細胞診の結果、ベセスダ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。

を「ア」とし、この次に

- イ 当該検査をHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。  
を加える。

